



# 【知財探偵の事件簿】[ファイル5] 知財高裁令和6年5月16日判決：ダバスAI発明者事件



みちか  
知財探偵の深知花だ。今回は「人工知能(AI)が特許法上の発明者になり得るか？」  
が争われた事件を紹介しよう。今日の事件の鍵はあと何かな？発太君。

「発明者は自然人に限られるか？」が鍵です。自然人とは、権利や義務の主体に  
なり得る個人、言ってみれば僕らのような生身の人間のことですね、先生。



中川特許事務所・弁理士  
中川淨宗

## 1. 事件のあらすじ

原告Xは特願2020-543051号「フードコンテナ並びに注意を喚起し誘引する装置及び方法」に係る国際出願(X出願)を行い、わが国への国内移行手続の一環として国内書面(X国内書面)を提出しました。XはX国内書面における発明者の氏名として「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載しました。

これに対し、特許庁長官YはXに発明者の氏名として自然人の氏名を記載するよう補正を命じましたが、Xが補正しなかつたため、YはX出願を却下しました。そこで、Xが本件処分の取消しを求めて提訴したのが本件です。

## 2. 裁判所の判断

裁判所は以下のように述べて、Xの請求を棄却しました。

### ■事件の鍵について

「(知的財産基本法2条1項)の規定によれば、同法に規定する『発明』とは、人間の創造的活動により生み出されるものの例示として定義されていることからすると、知的財産基本法は、特許その他の知的財産の創造等に関する基本となる事項として、発明とは、自然人により生み出されるものと規定していると解するのが相当である。

そして、特許法についてみると、発明者の表示については、同法36条1項2号が、発明者の氏名を記載しなければならない旨規定するのに対し、特許出願人の表示については、同項1号が、特許出願人の氏名又は名称を記載しなければならない旨規定していることからすれば、上記にいう氏名とは、文字どおり、自然人の氏名をいうものであり、上記の規定は、発明者が自然人であることを当然の前提とするものといえる。また、特許法66条は、特許権は設定の登録により発生する旨規定しているところ、同法29条1項は、発明をした者は、その発明について特許を受けることができる旨規定している。そうすると、AIは、法人格を有するものではないから、上記にいう『発明をした者』は、特許を受ける権利の帰属主体にはなり得ないAIではなく、自然人をいうものと解するのが相当である」

「AI発明に係る制度設計は、AIがもたらす社会経済構造等の変化を踏まえ、国民的議論による民主主義的なプロセスに委ねることとし、その他のAI関連制度との調和にも照らし、体系的かつ合理的な仕組みの在り方を立法論として幅広く検討して決めることが、相応しい解決の在り方とみるのが相当である。グローバルな観点からみても、発明概念に係る各国の法制度及び具体的規定の相違はあるものの、各国の特許法にいう『発明者』に直ちにAIが含まれると解するに慎重な国が多いことは、……明らかである。

これらの事情を総合考慮すれば、特許法に規定する『発明者』は、自然人に限られるものと解するのが相当である」

## 3. 解決編

### ■事件の鍵について

本判決が述べるように、知的財産基本法が知的財産を定義する規定(2条1項)において人間の創造的な活動によって生み出されるものの例として発明を挙げていること、発明者が自然人であることを当然の前提として特許法は願書に発明者の氏名を記載するように規定していることからすると、これらの規定の文言上、発明者には自然人だけがなることができ、AIはなることができないと考えられます。

そもそも発明とは「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」(特2条1項)であって、創作とは新しいものを作り出すことをいいます。それができるのは自然人だけであることが、現在の特許法が制定された昭和34年(1959)以来長らくわが国における特許制度の前提とされていたわけです。

しかしながら、昭和34年当時からすれば、技術は飛躍的に進歩し、社会も大きく変わりました。現代においてAIは小説家になり、作曲家になり、そして政治家にさえなりつつあります。そうであれば、AIは発明者にもなれるのではないか?

ここで、わが国で特許を取得するためには、特許出願に係る発明について特許を受ける権利を保有していかなければなりません(特49条7号)。そして、この権利は発明の完成と同時に発明者に帰属するとされています(特29条1項柱書)。

仮にAIが発明を行ったとして、その発明に係る権利を保有するのは誰なのでしょうか? 本判決が述べるように、そのAIを開発した人なのか、それを管理している人なのか、あるいはAIそれ自身なのか? もし、AI自身が権利を保有できるとすれば、AIも私たち自然人と同様に権利義務の主体になり得るということになり、特許制度はもちろん、民法をはじめとする法制度全般に関わる問題になります。つまり、AIが発明者になれるかどうかという問題だけでは済まないのです。

このようなAIに関わる諸問題が解決されていない現状では、本判決が述べるように、発明者になれるのは自然人だけであると解釈せざるを得ないことになります。AIも発明者になれるために、そもそもAIが生成したものを法的に保護すべきかどうかも含め、社会的な合意の形成や諸外国の法制度との調和も踏まえた立法によって明確な指針を示すことが必要になるのです。



今のところ発明者には自然人だけがなれますか、将来はAIもなれるかもしれませんね。まあどんなにAIが進化しても先生の助手が務まるのは僕だけですよ!

そんなことを言っているが、君のセリフだってAIが書いたものかもしれないぞ。  
AIならもっと気の利いたセリフだろうから、発太君自身のセリフか……。

